

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 所有権移転外リースとは

Q : 所有権移転外リースという言葉が聞きましたが、どういうリースなのですか？

A : 一定の要件を満たすリース取引をいいます。

【解説】

税務上のリース取引とは、賃貸借期間の途中で解約することができないもの及び賃貸借資産からもたらされる経済的利益を享受し、かつその使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきとされているものを指しますが、このリース取引については、売買処理をするものと売買があったものとして取り扱われるものに区分して取り扱われることとなっています。

所有権移転外リース取引とは、このうち、売買があったものとして取り扱われるものを指し、次の6つの要件を満たすものをいいます。

- ① リース期間終了時又は中途において無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されないこと
- ② 同時期に有利な価額で買取る権利が付されていないこと
- ③ リース資産がその使用可能期間中に賃借人により専属的に使用されると見込まれないこと
- ④ リース資産の識別が困難でないこと
- ⑤ リース期間が耐用年数に比して相当短いものでないこと
- ⑥ 賃借人の税の負担を著しく軽減するものでないこと

